

議案第28号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機により交付する場合における手数料の額の特例）

- 6 令和8年8月1日から令和9年3月31日までの間、多機能端末機により交付する場合において、別表の1の項、6の項及び8の項の規定の適用については、同表1の項、6の項及び8の項中「200円」とあるのは「10円」とする。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

個人番号カードの更なる利用促進のため、個人番号カードを使用し、多機能端末機により交付申請する証明書の手数料を時限的に減額したいので、この案を提出するものである。